

## 12 在宅医療

### 1 目標(目指すべき姿)

治療や療養を必要とする患者が、通院困難な状態にあっても、希望すれば居宅等の生活の場で必要な医療を受けられるように、医師等医療従事者や介護職員等が居宅等を訪問して看取りまで含めた医療を提供できる体制(希望すれば在宅で療養できる医療提供体制)の確立を目指します。

### 2 現状と課題

#### (1)現状

- 団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(2025年)に向け、少子高齢化が更に進展し、医療・介護サービスの需要の増加が見込まれることから、医療・介護や地域の支援を必要とする県民の方が、安心して暮らし続けるためには、効率的で質の高い医療提供体制の構築が求められています。
- 鳥取県では、平成28年12月に鳥取県地域医療構想を策定し、令和7年に向けて病床の機能分化・連携や、在宅医療・介護の推進等の基盤整備等を推進しています。
- 在宅療養支援病院(\*<sub>1</sub>)及び在宅療養支援診療所数(\*<sub>2</sub>)は令和6年2月現在で88医療機関となり、平成28年に比べ、9医療機関増(111.4%)となっています。
- 在宅での看取りの実施医療機関数、実施件数は年々増加し、令和2年度は38医療機関、76件となり、平成23年に比べ、15医療機関増(165.2%)、28件増(158.3%)となっています。
- 訪問歯科診療を実施する歯科診療所は、令和2年現在で118施設となっており、平成23年に比べ、41施設増(153.2%)しています。
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数は令和5年現在で73施設となり、令和2年(63施設)に比べ、10施設増となっています。
- 本県では今後の高齢者人口の増加により、令和27年には人口の38.7%が65歳以上となり、訪問診療による需要は令和22年(2040年)にピークを迎えることが推計されています。

#### <訪問診療の推計>

	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)
東部	1,888	2,045	2,165	2,326	2,527	2,524
中部	1,007	1,062	1,094	1,149	1,223	1,193
西部	2,059	2,243	2,389	2,551	2,715	2,642
県計	4,954	5,351	5,648	6,027	6,465	6,359

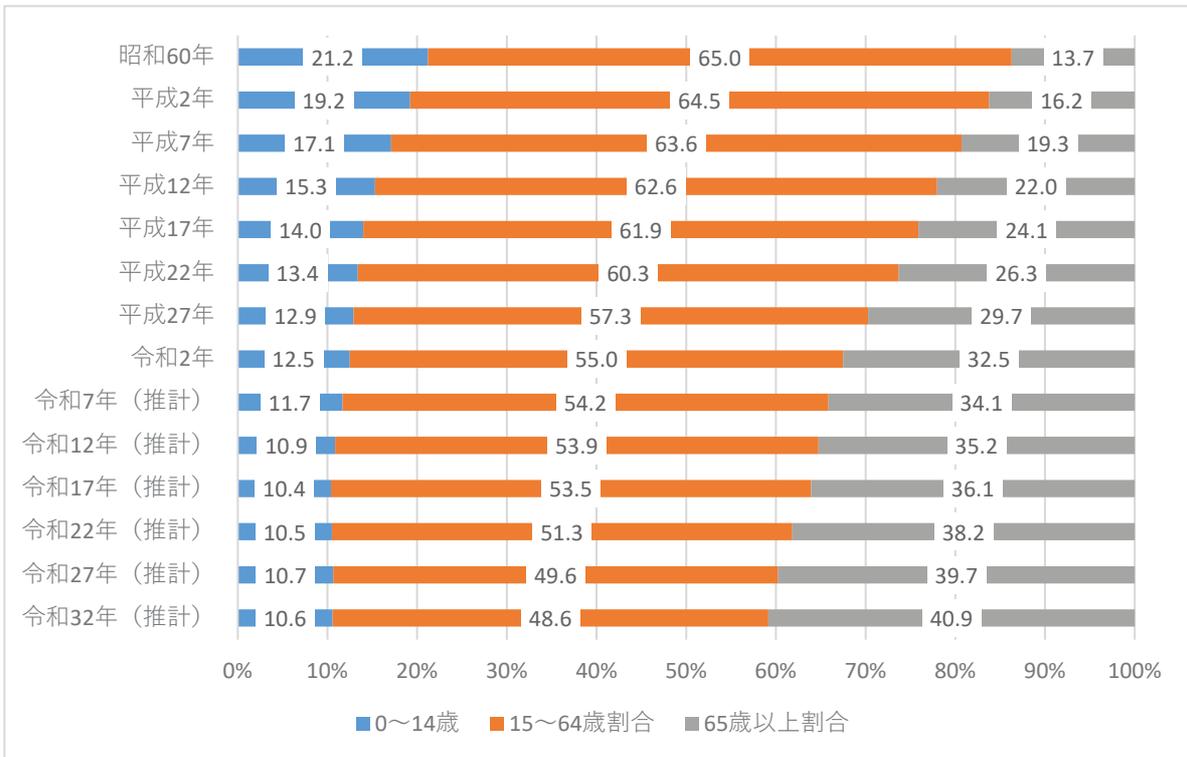
※厚生労働省推計(出典:患者調査(平成29年)「推計患者数、性・年齢階級×傷病小分類×施設の種類・入院一外来の種類別」、「推計外来患者数(患者所在地)、施設の種類・外来の種類×性・年齢階級×都道府県別」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」)

**\*1.2【在宅療養支援病院・在宅療養支援診療所】**

地域における患者の在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所又は病院であって、緊急時の連絡体制及び 24 時間往診できる体制等の確保等、厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして、厚生局に届出を行っている医療機関。

**<鳥取県における年齢3区分別人口割合の推移>**

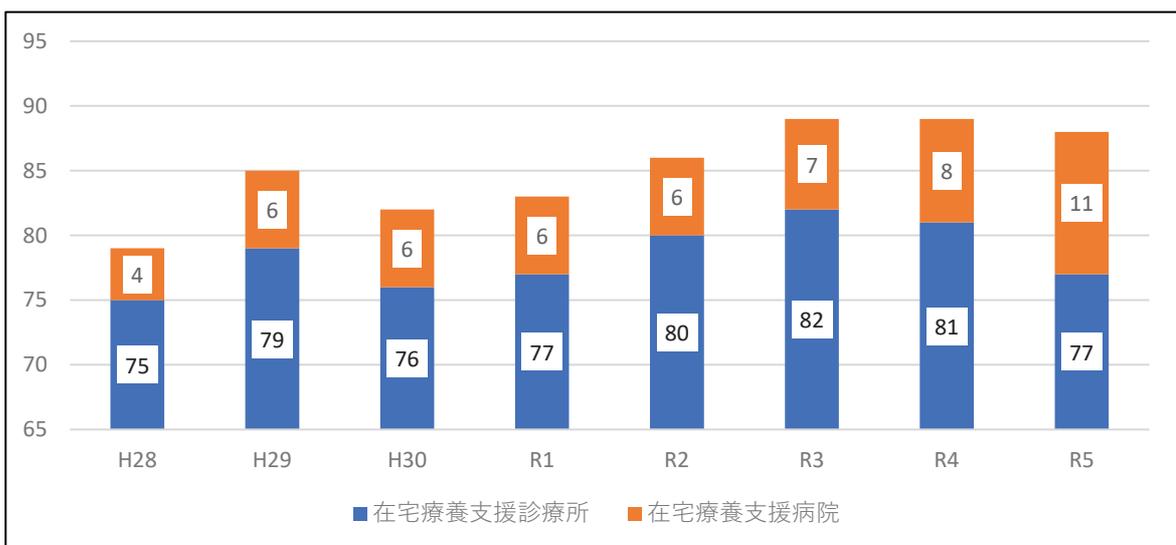
(単位：%)



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年推計)

**<在宅療養医療機関数の推移>**

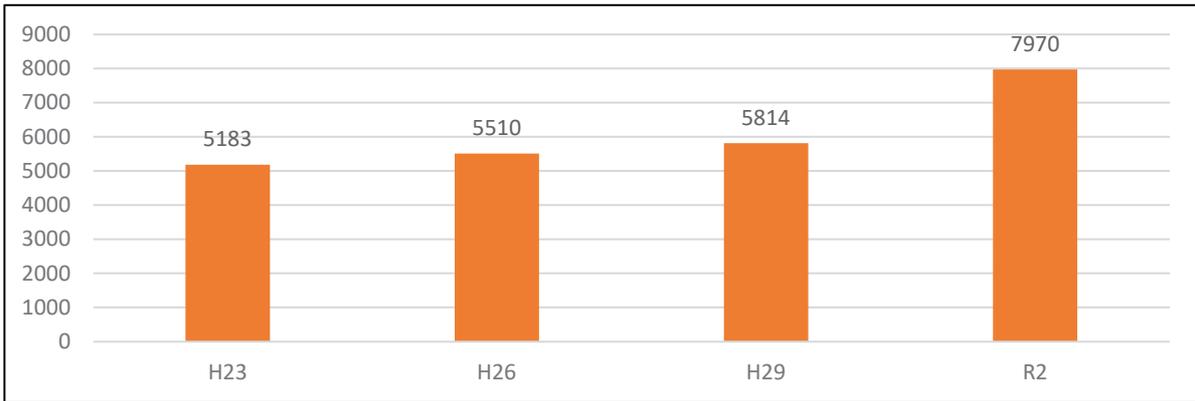
(単位：施設)



出典：中国四国厚生局「施設基準届出」(H28～R4は各年3月末、R5は令和6年2月1日現在)

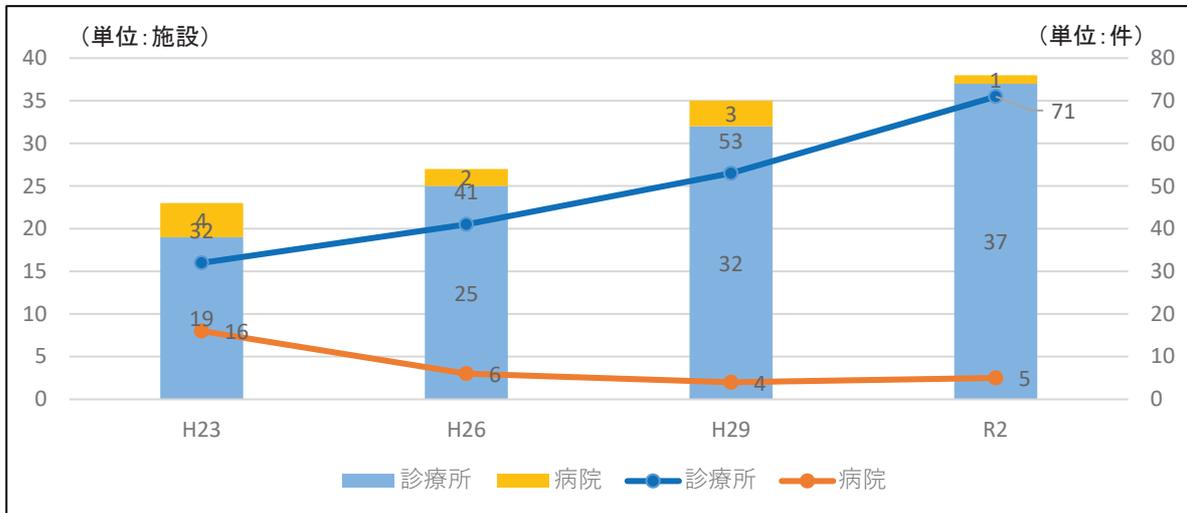
<訪問診療実施件数>

(単位:件)



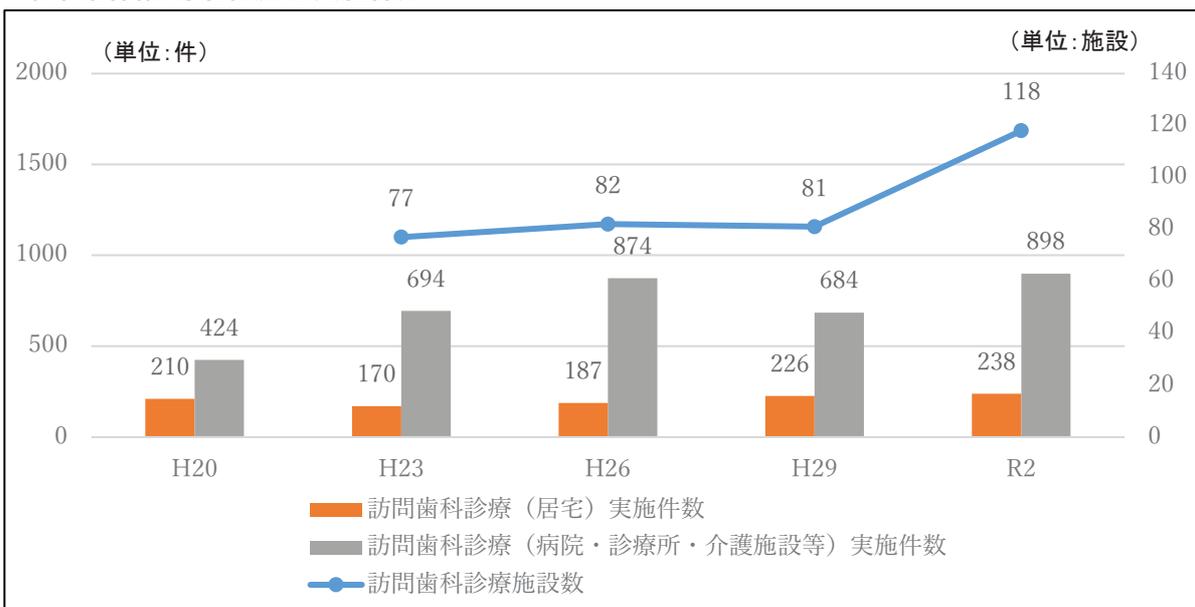
出典:医療施設静態調査

<在宅看取り実施医療機関数と実施件数>



出典:医療施設静態調査

<訪問歯科診療施設数と実施件数>



出典:医療施設静態調査

## (2)課題

- 本県では急速な高齢化の進展によって、全国平均よりも早く高齢化が進行しています。今後とも高齢化が進展するなかで、在宅医療の需要の増加に向け、退院支援から看取りまで、地域における医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行える体制づくりの一層の整備が必要です。
- 在宅医療の需要の増加、患者の価値観の多様化に伴い、質の高い在宅医療を効率的に提供できる体制の整備が必要です。
- 患者や患者家族を含めた地域住民に県内の在宅医療の取り組みを知ってもらい、療養の選択肢として「在宅医療」を身近なものとして捉えていただくことが必要です。
- 今後の在宅医療需要の増加を見据え、訪問歯科診療の提供体制の強化や病院・診療所との医科歯科連携や、訪問看護ステーション等の在宅医療に関わる他職種との連携が必要です。

## 3 施策の方向性

- (1)在宅医療の提供体制の整備を進めます。
- (2)在宅医療の質の向上を進めます。(多職種連携等)
- (3)県民に対して在宅医療の普及啓発を進めます。

## 4 具体的な取組

### (1)在宅医療提供体制の整備

- 今後、増加することが見込まれる在宅需要へ対応するため、在宅医療を提供する医療機関を増やす取り組みを進めるとともに、訪問看護ステーションの機能強化の推進や訪問看護師の養成や訪問看護ステーションのサテライト設置支援など、訪問看護を普及、充実していく取組を進めます。
- 今後見込まれる在宅医療の需要が増加する他方、医療資源に制約がある中で、在宅医療等を必要とする患者に適切なサービスを提供していくため、医療介護の連携や情報通信機器の活用などを含めた効率的な提供体制の構築を進めていきます。
- 退院支援から看取りまでの体制整備を進めるため、休日・夜間等にも対応できる在宅医療を提供し、他の医療機関の支援も行いながら医療や介護・障がい福祉の現場での多職種連携の支援を行う医療機関を、地域における「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として位置付けるとともに、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図る機関として「在宅医療に必要な連携を担う拠点」として位置付け、地域全体で在宅療養者を支えていく体制整備の構築を進めます。在宅医療において積極的役割を担う医療機関は、在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院等を基本に位置付けることの検討を進めます。
- 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の活動充実に向けた支援の拡充を図ります。
- 訪問歯科診療に関わる関係機関(病院や歯科診療所、他職種等)の連携強化を図るため、連絡調整を円滑に行うよう支援します。

### ①退院支援

入院医療機関と在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保することが重要であり、計画的な退院支援や担当者間の情報共有、調整を行う環境を整備する必要があります。そのため、退院患者が円滑に日常生活へ復帰できるよう、入院医療機関と在宅医療に係る機関が連携した継続的な医療体制の構築を促進します。

## ②日常の療養支援

日常の療養において、切れ目のない対応・支援を行う体制づくりが重要であることから、地域において、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ職種、ケアマネジャー、介護職員など多職種による意見交換、研修会等の開催によって相互理解や職種間の連携強化、資質向上を行います。

## ③急変時の対応

患者の急変時等に症状や状況に応じて、円滑に入院医療へ繋げるため、事前から入院先として想定される病院や有床診療所との情報共有や急変時対応における連携ルール作成等の連携体制の構築に努めます。

## ④看取り

患者、家族が希望すれば、居宅等の生活の場で必要な医療を受けられるよう、訪問診療、訪問看護等の医療を提供できる体制の確立を図ります。

また、人生の最終段階における医療・介護についてあらかじめ話し合い、また繰り返し話し合うこと(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)の必要性を理解してもらい、人生の最終段階の生き方や本人、家族の看取りについて考えてもらえるよう啓発活動を行います。

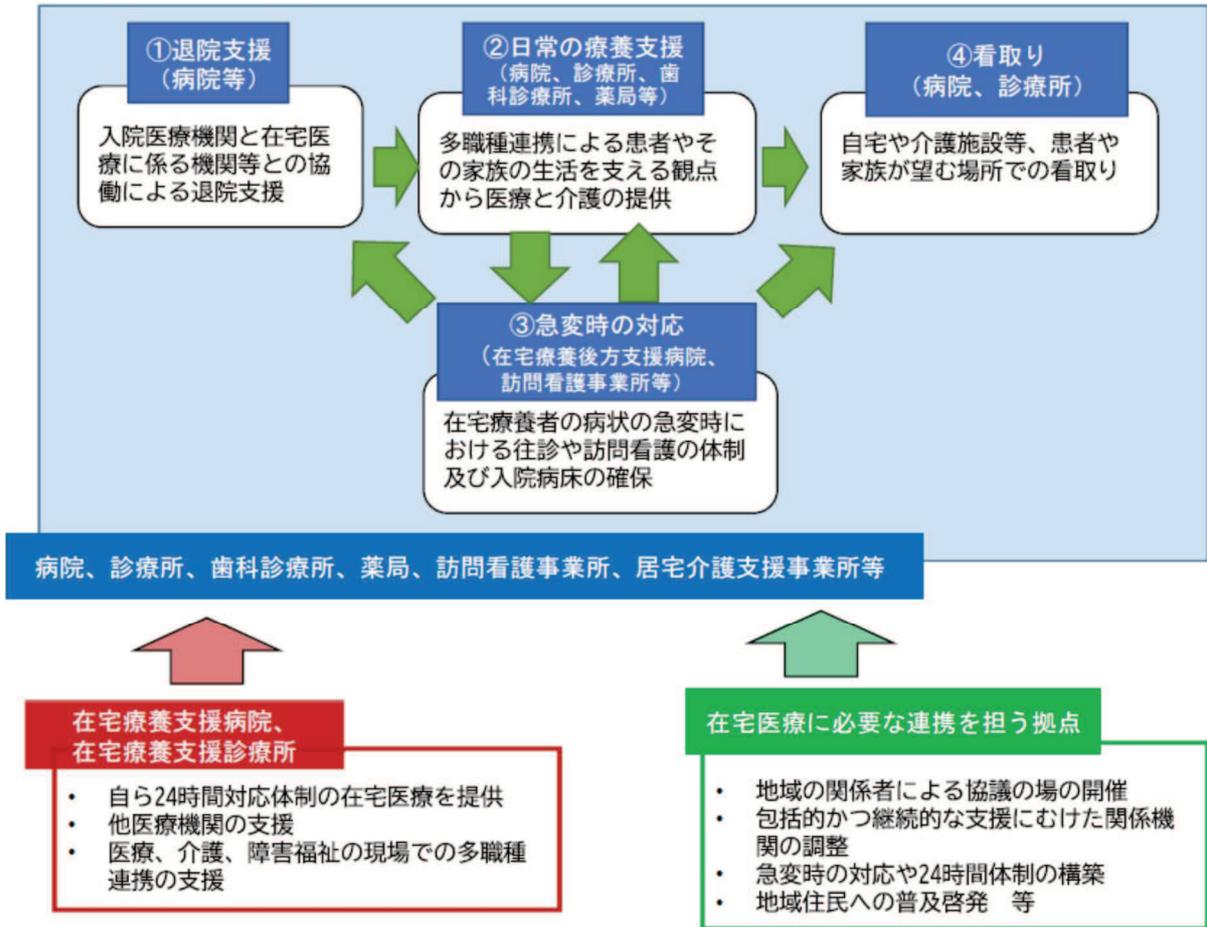
## (2)在宅医療に関わる人材の確保、資質向上

- 地域において、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ職種、ケアマネジャー、介護職員など多職種による意見交換、研修会等の開催によって相互理解や職種間の連携強化、資質向上を行います。(再掲)
- 患者が円滑な在宅療養に移行するためには、入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援が重要なため、退院調整支援担当者の人材育成を推進します。
- 医師等に対して、在宅医療を実施するための動機づけや在宅医療に対する理解の深化を図ります。
- 訪問歯科診療を支える歯科医療従事者(歯科医師、歯科衛生士)の育成支援等を図ります。
- 在宅患者のニーズに対応するため、訪問薬剤管理指導の導入研修等によって薬剤師の資質向上を図ります。
- 管理栄養士等による在宅医療における訪問栄養食事指導の充実を図るため、管理栄養士・栄養士の資質向上を図ります。
- 在宅患者に必要な医薬品等の提供体制を構築するため、麻薬や無菌製剤の調剤、小児在宅、24時間対応が可能な薬局の整備を進めます。
- 災害時等にも必要な医療が提供できるよう、在宅医療を行う医療機関のBCP策定を支援します。

## (3)在宅医療についての普及啓発

- 在宅医療及び在宅での看取りの推進には、在宅医療等の提供体制の整備に加え、県民に在宅医療等の選択肢があり、安心して利用できることを周知する必要があることから、在宅医療に関する地域住民を対象とした研修会等の開催や新聞等の媒体を活用した広報等により普及啓発に取り組んでいきます。
- 患者が希望する医療・ケアについて、家族や医療・ケア従事者と話し合い、共有する人生会議(ACP)の普及を図るため、新聞等の媒体を活用した広報等に取り組んでいきます。

## 5 在宅医療の提供体制のイメージ図



### 【医療連携体制において役割を果たす医療機関】(令和6年3月)

区分	東部保健医療圏	中部保健医療圏	西部保健医療圏
在宅療養支援病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿野温泉病院</li> <li>岩美病院</li> <li>智頭病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>谷口病院</li> <li>藤井政雄記念病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>博愛病院</li> <li>米子東病院</li> <li>元町病院</li> <li>西伯病院</li> <li>日南病院</li> <li>日野病院</li> </ul>
在宅療養支援診療所数	26 診療所	9 診療所	42 診療所
在宅療養後方支援病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取赤十字病院</li> <li>鳥取市立病院</li> <li>鳥取生協病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県立厚生病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山陰労災病院</li> <li>米子医療センター</li> </ul>

### 【在宅医療に必要な連携を担う拠点】

二次医療圏	機関名
東部保健医療圏	保健所・市町・東部医師会
中部保健医療圏	市町・中部医師会・保健所
西部保健医療圏	西部医師会

**【在宅医療において積極的役割を担う医療機関に期待される役割】**

- ・ 医療機関(特に一人の医師が開業している診療所)が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行う
- ・ 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかける
- ・ 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努める
- ・ 災害時等にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。)を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行う
- ・ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障がい福祉サービスや家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介する
- ・ 入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行う

**【在宅医療に必要な連携を担う拠点の役割】**

- ・ 地域の医療及び介護、障がい福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施
- ・ 退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供できるよう、関係機関との調整を実施
- ・ 関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進
- ・ 在宅医療に係る医療及び介護、障がい福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有
- ・ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発の実施

**6 数値目標**

指標	現状値		目標値		出典
	数値	年度	数値	年度	
退院支援調整担当者を配置している病院・診療所数	27 箇所	R2	32 箇所	R11	医療施設調査
訪問診療を実施する診療所・病院数	172 箇所	R2	206 箇所	R11	医療施設調査
在宅療養支援診療所・病院数	88 箇所	R5	107 箇所	R11	中国四国厚生局届出受理医療機関名簿
訪問診療実施件数	7,970 件	R2	9,550 件	R11	医療施設調査
在宅療養後方支援病院の数	6 病院	R5	7 病院	R11	中国四国厚生局届出受理医療機関名簿
訪問歯科診療を実施する歯科診療所数	114 箇所	R5	137 箇所	R11	地区歯科医師会
在宅訪問可能薬局数	199 箇所	R5	239 箇所	R11	県薬剤師会
在宅看取りを実施している診療所・病院数	38 箇所	R2	47 箇所	R11	医療施設調査
在宅死亡者数の割合	15.4%	R4	16.5%	R11	人口動態調査
機能強化型訪問看護ステーション数	3 箇所	R5	13 箇所	R11	中国四国厚生局届出受理指定訪問看護事業所名簿
訪問看護事業所の看護職員数	435 人	R4	500 人	R8	鳥取県訪問看護支援センター調べ

## (参考)施策・指標(ロジックモデル)

